

公益社団法人福井市シルバー人材センター会員就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人福井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものとする。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的に働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互の共働・共助の実を挙げようとするものである。

2 センターは、公正適正な就業の実現を目指すものであり、会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの理由で差別取扱いを受けない。

3 センターは、会員の倫理観を高め、就業上の義務と責任を明らかにするとともに、自主、自立の理念に則った適正な就業により、地域社会の発展に貢献しなければならない。

(就業機会の提供)

第3条 センターは、すべての会員に就業情報を公開し、会員がそれぞれ希望する仕事に就業できるよう、平等に就業機会を提供するものとする。

第2章 就業会員の選考

(就業者選考委員会)

第4条 理事長は、就業会員の選考を行うため、就業者選考委員会を設置する。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、(社)福井市シルバー人材センター職群班設置規程（平成10年6月1日施行）（以下「職群班設置規程」という。）第2条第1項に定める職群班に該当する就業の場合、就業会員を緊急に選考する必要がある場合、又は就業に特別な資格要件が必要な場合等には、事務局長が就業者選考委員会を経ずして、就業会員を選考することができる。

3 就業者選考委員会は、理事長、副理事長、常務理事、事務局職員をもって構成し、理事長が会議の統括を行う。

(就業会員の選考)

第5条 就業会員の選考は、発注者の意向、会員の希望・経験・能力・体力等を考慮し、就業者選考基準に基づいて行う。

(就業待機者の就業促進)

第6条 理事長は、入会后、長期にわたり就業できない会員に対しては、「就業相談日（毎月15日）」の利用又は面談等個別による就業相談を行い、希望する仕事に就業できるよう援助する。

（就業決定の取消し）

第7条 理事長は、就業会員を選考後、会員の現状が選考条件に適合しないことが判明したときは、会員の就業を取消することができる。

第3章 就 業

（仕事の受注）

第8条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は発注者と発注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

（仕事の配分手順）

第9条 理事長は、受注した仕事について、職群班設置規程第2条第2項に定める班長、副班長又はグループ長（以下「班長等」という。）、又は班長等の設置のない職種については就業希望者とあらかじめ仕事の内容手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。なおセンター及び班長等は、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、作業日報又は就業報告書（以下「作業日報等」という。）を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を作業日報等に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は作業日報等締切期日後、班長等の命を受けて就業した場合は、班長等を通して速やかに作業日報等を理事長等に提出しなければならない。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第10条 センター及び班長等は、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（契約による就業）

第11条 就業会員は、この就業規約に基づいてセンターと合意した仕事の就業について、責任を負う。

（就業の形態）

第12条 就業は、原則としてグループ就業（数人が共同で組織的に就業することをいう。）及びローテーション就業（同一職種で同一就業場所で、数人の会員が均等に日割りして、同じ条件で継続して就業することをいう。）により行う。ただし、これらになじまない仕事は除くものとする。

(就業期間及び就業の継続)

第13条 センターは、会員の平等、公平な就業を図るため、長期就業（臨時的、短期的就業ではなく、同一職種で同一就業場所に年間を通じて継続して就業し、それが長期にわたり就業することをいう。）の是正に努めなければならない。

2 センターが会員に提供する仕事の実業期間は、発注者とセンターとの契約期間に対応するものとする。

3 年度毎に契約を更新する継続的な仕事については、その就業期間を1期2年間とし、その間の就業状態が良好であると認められる場合に限り、さらにもう1期2年間の就業期間を延長することとする。ただし、就業最長期間は、2期4年間とする。

(重複就業)

第14条 理事長は、会員の就業機会の公正化を図るため、就業することができる就業の職種については、一人1職種とし、重複就業は避けるものとする。ただし、特別の事情がある場合には、一定の期間及び条件のもとに認めることができる。

(就業の終了)

第15条 就業期間を満了したとき、又は就業中の会員から申し出があったときは、就業を終了する。

2 就業中の会員が、健康又は就業の状態からこの就業規約・安全就業基準等を十分に履行できないとセンターが判断したときは、就業期間中であってもその会員の就業を終了させることができる。

(就業の停止)

第16条 センターは、会員の就業について発注者等からの苦情を受けたときは、その会員の就業を停止する。

2 センターは、就業中の会員が、就業上の遵守事項に違反したときは、その程度及び内容に応じて、就業を停止することができる。

(配分金の支払)

第17条 配分金は、公益社団法人福井市シルバー人材センター会員配分金規約（昭和55年10月21日施行）に基づき、仕事の完成又は終了を前提として支払われる。

第4章 会員の遵守事項

(信用失墜行為の禁止)

第18条 会員は、この就業規約に基づき、常に礼儀正しく誠意を持って就業し、いやしくも粗暴な言動等により、センターの信用を失墜してはならない。

2 会員は、就業に関連して発注者等から金品や酒食の提供を受けてはならない。

(安全注意義務等)

第19条 会員は、就業にあたり、就業途上も含め安全基準を守り、事故の防止に努めなければならない。

2 会員は、就業にあたっては、会員の施設、器具等をもってこれにあたることを原則とするが、理事長が一定の要件のもとに特に認めた仕事別に定められた施設及び物品類の使用、車両の取扱等については、マニュアルを遵守し、不測の事故が生じないようにしなければならない。

(秘密を守る義務)

第20条 会員は、この就業規約に基づき、仕事上知り得た情報を漏らしてはならない。退会した後も同様とする。

(無断休業の禁止)

第21条 会員は、センター及び班長等に無断で仕事を休んではならない。また仕事をやめる場合には、あらかじめセンター及び班長等に届け出なければならない。

(無断就業の禁止)

第22条 会員は、センター又はセンター会員の名前を利用して、発注者から直接仕事を請けてはならない。

2 会員は、就業中の仕事について、センターに断りなく、会員間の相談等により就業してはならない。

第5章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第23条 会員が共同作業を必要とする場合は、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 就業会員は、そのなかから班長等を互選する。班長等は就業会員の作業の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがし、又は身体や健康状態が異常となる等、若しくは第25条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちに班長等及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第6章 傷害保険

(傷害保険)

- 第24条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。
- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第7章 損害保険

(損害保険)

- 第25条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。
- 2 会員の責に帰すべき重大な賠償事故、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償事故が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償については、その会員が賠償責任を負う。
- 3 前項の事故が、会員の共同行為による場合には、関係会員は連帯してその責任を負う。
- 4 仕事の不備により、発注者及び第三者に与えた瑕疵の修復を行い、又はその事故に起因して契約を解除されたときは、会員は別に定める求償査定委員会が裁定した費用を負担しなければならない。

第8章 雑 則

- 第26条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際、現に第13条第3項に定める就業最長期間に該当する就業期間に就業している会員は、同条の規定にかかわらず、平成15年4月1日からさらに1年間を限度として就業は終了するものとする。
- 3 この規約施行の際、すでに就業し、又は現に就業している会員についても

適用するものとする。

- 4 (社)福井市シルバー人材センター会員就業規約(平成5年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規約は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。